

# 第 2 4 回 定 例 総 会 議 事 錄

期 日

令和 7 年 7 月 1 5 日 開会  
令和 7 年 7 月 1 5 日 閉会

米沢市農業委員会

令和7年7月15日（火）午前9時28分 米沢市農業委員会第24回定例総会を米沢市役所  
庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1番 小関善隆 委員	8番 樋渡由美 委員	15番 長谷部吉雄 委員
2番 我彦正福 委員	9番 高山吉典 委員	16番 相田市三郎 委員
3番 山王堂民榮 委員	10番 遠藤伊一 委員	17番 伊藤俊浩 委員
4番 佐藤政和 委員	11番 欠 員	18番 鈴木晃子 委員
5番 宮崎雅文 委員	12番 橋本政美 委員	19番 桐澤林右衛門 委員
6番 木村彰博 委員	13番 古畠功一 委員	
7番 鈴木和義 委員	14番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局長	相田 悅志
事務局長補佐兼農地主査	宮原 功
農政振興主査	高世 琢
主 査	丸田 淳
主 査	瀧口 圭史
主 任	片山 紀子
主 任	須貝 祐太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                        |
|------|------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について           |
| 報第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について   |
| 議第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について   |

### 2. その他

開 会 午前9時28分

**高世主査** これより第24回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を6番 木村彰博委員のご発声にてよろしくお願ひいたします。

(唱和)

**高世主査** それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

**会 長** おはようございます。

梅雨入りということですが、ずっと暑い日が続いて、雨が欲しいというようなことあります。台風の影響で少し雨が降るかなと期待しましたが、山のほうは降ったようですが、その他は全然降らなくて、農作物にも畑作にも雨が欲しいところであります。

今日の農業新聞を見ますと、今年の秋の米の在庫が300万トンになるのではないかとありました。適正在庫が200万トンと言われているので100万トン多いと。それも備蓄米を放出したり、あるいは輸入の前倒しということもあって、米の在庫が過剰な状態だと。これが価格にどう影響してくるか心配であります。

参議院選を今やっているわけですが、備蓄米の放出とかいろんなことで、自民党に対する批判が結構あるようです。どうなるか分かりませんが、結果によっては少数与党になるのではないかという気もしているところであります。

本日は広報委員会もあるということで、ひとつスムーズな進行にご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

**高世主査** ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

**議 長** それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は18名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第24回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、13番 古畠功一委員、14番 佐藤利夫委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

**高世主査** (拳手)

議長 高世主査

議長 ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号7号から15号の計9件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田5筆 356. 31m<sup>2</sup>、畠19筆 12, 803. 90m<sup>2</sup>、合計24筆 13, 160. 21m<sup>2</sup>です。

受理番号7号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畠から山林原野への転用です。利用状況は、昭和50年頃から耕作していないものです。

受理番号8号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畠から山林原野への転用です。利用状況は、昭和50年頃から耕作していないものです。

受理番号9号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畠から山林原野への転用です。利用状況は、昭和50年頃から耕作していないものです。

受理番号10号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畠から山林原野への転用です。利用状況は、平成元年頃から耕作していないものです。

受理番号11号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。利用状況は、平成11年頃から資材置場敷地として利用しているものです。

受理番号12号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、昭和57年6月9日付で農地法第5条の許可済みです。

受理番号13号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畠から山林原野への転用です。利用状況は、平成15年頃から耕作していないものです。

受理番号14号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畠から山林原野への転用です。利用状況は、平成7年頃には既に耕作していないものです。

受理番号 15号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林原野への転用です。利用状況は、平成7年頃には既に耕作していないものです。

以上、よろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議長 丸田主査。

丸田主査 報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。

受理番号7号から9号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ7筆9, 964. 00m<sup>2</sup>です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 渡人 ○○○○ 相続人代表 △△△△、受人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、以上で報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に審議を求めます。

取下げとなりました受理番号31号を除く、受理番号27号から32号の

計5件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田5筆 6, 166.00m<sup>2</sup>、畠9筆4, 230.00m<sup>2</sup>、合計14筆 10, 396.00m<sup>2</sup>です。

受理番号27号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号28号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

受理番号30号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号32号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。  
それでは、受理番号31号を除く、受理番号27号から32号を上程いたします。

3番 (山王堂民榮委員 挙手)

議長 3番 山王堂委員。

3番 山王堂です。受理番号27号についての調査結果を報告いたします。賃貸借の契約の申請です。渡人、受人、詳細は議案書記載のとおりです。場所は、興譲館の南側に位置しまして、今まで借人は契約していましたが、期限が来たということで、また3年の契約をしたということあります。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、28号。

7番 (鈴木和義委員 挙手)

議長 鈴木委員。

7番 鈴木です。受理番号28号について説明します。議案の内容は議案書に載っているとおりです。渡人の○○さんが現在病気療養中ということで、将来的にも耕作が難しいということで、現在耕作している△△さんへの売買ということになります。

何も問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続いて、29号。

19番 (桐澤林右衛門委員 挙手)

議長 桐澤委員。

- 1 9 番 桐澤です。29号の案件について報告します。渡人の〇〇さんが県外に住んでいるため、おばである△△△△さんに贈与するということです。7月上旬に△△△△さんに会い現地確認を行い、畑の管理もきちんとやっておりました。
- よろしくお願ひします。
- 議 長 続いて、30号。
- 5 番 (宮崎雅文委員 挙手)
- 議 長 宮崎委員。
- 5 番 5番 宮崎です。受理番号30号につきまして調査結果を報告します。渡人、受人は記載のとおりで、通町7丁目の住宅街の一角にある畑を売買という内容になっております。渡人の空き家を受人が取得するに当たりまして、隣接する農地を併せて受けるという内容の申請になっております。権利取得後は家庭菜園として利用したいという内容であります。7月3日、現地調査をしまして、担当行政書士の〇〇さんにお話を伺いまして、問題ないかと思います。
- よろしくお願ひいたします。
- 議 長 続いて、32号。
- 6 番 (木村彰博委員 挙手)
- 議 長 6番 木村委員。
- 6 番 6番の木村です。受理番号32号について調査結果を報告します。農地を売買する申請です。渡人、受人等につきましては議案書に記載のとおりです。場所は中田町で、平安の湯の南側にある道路を西に150メートルほど行ったところになります。今回、担当行政書士の〇〇さんには電話で、渡人、受人の2人の方には現地で、お話を聞きました。申請地の隣に受人の△△さんの車庫があることから、そこで自家用野菜を栽培したいということで、渡人の△△さんにお願いして売買することになりました。今後は、〇〇さんと奥さんでカボチャ、里芋、ワラビ等を栽培するそうです。
- 特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、受理番号31号を除く、受理番号27号から32号について、意見並びに質問はありますか。
- 1 4 番 (佐藤利夫委員 挙手)
- 議 長 14番 利夫委員。
- 1 4 番 14番 佐藤です。お尋ねしたいんですけども、28号と30号なんですが、売買に関わる案件なので、参考までに総額とか1反当たりの単価を教えていただければありがたいと思います。
- 丸田主査 (挙手)

- 議長 丸田主査。
- 丸田主査 受理番号28号につきましては、10アール当たり○○円となっております。30号につきましては、総額で○○円となっております。
- 以上になります。
- 議長 いいですか。
- 14番 はい、ありがとうございます。
- 議長 ほかにございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 ないので、受理番号31号を除く、受理番号27号から32号について、許可することに異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。
- 次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。
- 議案の内容について、事務局の説明を求めます。
- 瀧口主査 (挙手)
- 議長 瀧口主査。
- 瀧口主査 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。
- 受理番号14号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ3筆 964.00m<sup>2</sup>です。
- 受理番号14号 渡人 ○○○○ 外2名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、住宅分譲の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。
- 以上、ご審議よろしくお願いします。
- 議長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。
- それでは、受理番号14号を上程いたします。
- 5番 (宮崎雅文委員 挙手)
- 議長 5番 宮崎委員。
- 5番 5番 宮崎です。受理番号14号につきまして、調査結果を報告します。渡人、受人は記載のとおりです。場所は、松川小学校の東側にあるセブンイレブンの前の角の土地となっております。3名の方が所有される土地を、受人であります東京の業者なんですが、宅地分譲したいという内容の申請となっております。現在、畑は休耕地となっており、申請地は小学校も近く、住

宅地として適しているということで宅地分譲したいという内容の申請となつております。こちらも7月3日に現地調査をして、担当行政書士の〇〇さんと内容の確認をして、事前着工もなく問題ないかと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、ただいまの受理番号14号について、意見並びに質問はありますか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号14号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移りますが、皆さんのはうから何か発言等ございませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第24回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会 午前9時45分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年7月15日（火）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

吉畠 功一

議事録署名委員

佐藤 利夫